

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成27年12月9日（水）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 奥山 豪（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 高橋 里奈（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 中田 光昭（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 中倉 秀一（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番 6人

4 議事内容

【全般について】

（司会）まず，皆さんの参加された事件の大まかな概要と職務従事日数等を，ほかの方に御紹介する趣旨も含め，私のほうから簡単に説明させていただきますので，1番の方から順に全般的な感想をお聞きしたいと思います。1番の方が担当された事件は，いわゆるタクシー強盗で，人気のないところまでタクシーを走らせた上，背後から，被害者の頭を石で複数回殴りつけてけがを負わせたが，現金を奪えず，そのまま逃走したという事案です。争点は，量刑であったとお聞きしています。職務従事日数，公判日数は3日でした。この事件を担当されて，全般的な感想はいかがでしたでしょうか。

（1番）私は，会社員をしています，3日間という日程でしたので，参加できたと思います。私の会社は，裁判員のための特別な休みはないので，自分の休暇を使う必要があり，4日以上となると，職場の環境からも難しいところで

した。私自身は、参加したいと思っており、通知をいただいたときに3日間という日程でしたので、ぜひという気持ちで参加させていただきました。これまで裁判所に足を運んだこともなく、知人にもそういった人がいなかったもので、初めてのことばかりで、知らないこともたくさんありましたが、良い経験をさせていただいたと思っています。強盗致傷罪でしたが、被告人がもともと罪を認めており、量刑だけを決める案件で、話合いの時間も長くなく、現場の写真を見せられることも少なかったもので、精神的な負担も少なかったです。

(司会) 2番の方が担当された事件は、被害者から現金を脅し取ろうとしたが、拒絶されたため、その場で暴力を振るって鼻骨骨折等のけがを負わせ、現金を奪ったという強盗致傷の事案と、そのほかに覚せい剤の使用と所持もありました。争点は量刑で、職務従事日数は4日、公判日数は3日でしたが、いかがでしたでしょうか。

(2番) 一言で言うと、日々報道される裁判のニュースに、興味を持って接するようになりました。私も会社員ですので、日常の中で裁判官や検察官、弁護士と全く接点がなく、そういう世界も知りませんでした。そうした中で、裁判員制度を通じて参加させていただいたことは貴重な経験になりました。精神的な負担についても、強盗致傷罪ではありましたが、一般的に想定し得るもので、目を背けるような証拠はありませんでした。被告人やリアルな事件の状況を知り、覚せい剤などは他人事ではないと感じるところもありました。全般的に非常に良かったと思います。この意見交換会を通じて、ほかの人がどう感じられたのか聞きたかったので、今回参加しました。

(司会) 3番の方が担当された事件は、覚せい剤を営利目的で密輸したという事案です。争点は、違法な薬物と認識していたかどうかと、量刑であったとお聞きしています。職務従事日数は6日、公判日数は5日でしたが、全般的な感想はいかがでしたでしょうか。

(3番) 私は、仕事をしておらず、主婦ですので、前々から裁判員に選ばれたらぜひやりたいと思っていました。お知らせが来たときは「やった」という感じでした。私は、たとえ殺人事件でも、血を見ても平気なところがあり、自分は大丈夫だろうと思っていて、何でも来いという感じだったのですが、いざ選ばれてみると、覚せい剤のことだったので、意外とシンプルな事件でした。もう少し日数的には短いかと思っていたのですが、被告人が外国人だったので、裁判の特徴としては、毎日英語の通訳が入り、法廷で発言されたことは全て英訳され、それで長くなったのだと思います。私も英訳を聞くことができて、とても興味のある裁判でした。繭状にした10グラムほどの覚せい剤を体内に103個も飲み込んで持ち運んだという事案で、法廷でもレントゲン写真などを見て、まるで映画やドラマを見ているような感じでした。精神的な負担というよりは、興味深い話かなという感じで、わりと平和に6日間を過ごすことができ、とても良かったし、貴重な経験になりました。最近では、ニュースで法廷の映像が流れると、とても興味があり、裁判のことにも興味が出てよかったと思います。それから、検察官や弁護人が作成した資料もとても丁寧で分かりやすかったです。最初は、分からなかったらどうしようかなと思いましたが、一般の私たちでも大変分かりやすい内容でしたので、とてもありがたいなと思いました。

(司会) 4番の方が担当された事件は、被告人が、別れ話でもめていた被害者の家に侵入し、被害者とその父母を牛刀で突き刺したという殺人未遂と銃刀法違反の事案です。殺意の有無と、被害者の家に侵入した目的が争点であったとお聞きしています。全般的な感想はいかがでしたでしょうか。

(4番) ほぼ1か月を掛けて審理しましたので、いろんな感想があります。事件の内容が殺人未遂でしたが、被害者が亡くなったような場合は、個人的な感情も入ってしまうところがあると思います。裁判官の公平な考え方、感情的に事件を追わないこと、そして「疑わしきは罰せず」を勉強させていただいた

貴重な経験でした。被告人がぜんぜん反省していなかったことで、量刑について、過去の判例も参考にしつつ、かなり白熱した議論となりました。一般市民が、ニュースでやっているようなことに参加するのは、意識が高まると思いますし、国民として必要なことなんじゃないかなと思いました。

(司会) 4番の方の職務従事日数は10日、公判日数も7日と、裁判員裁判の期間としては長い部類に入りますが、その点についてはいかがでしょうか。

(4番) 会社員の方だと、スケジュールを見てしまうと、断る人は多いだろうと率直に思いました。私としては、仕事を休んででも参加してみたいと思っていたこともあり、負担ではありませんでした。被害者が多く、それを治療した医師の証人尋問も多かったのですが、まるで医師が被疑者のように尋問されているところを見ると、正直かわいそうだなという気がして、証人尋問を受けたがらないだろうなと思いました。そういうのを見れたのも一つの経験だったのかなと思います。

(司会) 5番の方が担当された事件は、被告人が自暴自棄になり、集合住宅の一室である自宅に火を放ったが、壁などを焦がすにとどまったという現住建造物等放火未遂の事案です。争点は量刑で、職務従事日数は3日、公判日数は2日でしたが、参加されてみて感想はいかがでしたでしょうか。

(5番) 裁判に参加するのは怖いものだと思っていましたが、参加してみて裁判官がすごく優しく、分かりやすく説明していただき、すごく楽しかったし、良い経験をさせていただきました。放火は刑が重いと思っていましたが、未遂でしたし、亡くなった人もいなかったもので、精神的な負担は軽く、3日間では物足りないと思ってしまったくらいです。ほかの方が経験された裁判がどのようなものだったのかを知りたくて、今日は参加させていただきました。裁判の記事が新聞に載っていると、今までよりも真剣に見るようになりました。裁判員裁判への参加率が低いという記事を読みましたが、なぜ参加しないのだろうというのが正直な気持ちです。

(司会) 5番の方は、実際に裁判員に選任される前から参加したいという気持ちでしたか。

(5番) 私は、参加したいとは思っていませんでした。参加できる環境にあれば参加してもいいとは思っていました。仕事は、比較的休みが取りやすいのですが、皆さんが参加しない理由は、やはり仕事だと思うので、日数が1か月近くとなると難しいのかなと思いました。やはり怖いというイメージで参加を一步踏み出せない人も多いのではないかと思います。

(司会) 6番の方が担当された事件は、被告人が実父の顔面を多数回蹴る暴行を加え、死亡させたという傷害致死の事案です。暴行と死亡との因果関係と、被告人の責任能力が争点になったとお聞きしています。職務従事日数は6日で、公判日数は5日でしたが、いかがでしたでしょうか。

(6番) 裁判員制度が導入されて6年以上がたちますが、裁判員に選任され、周りの人たちに仕事を休むことを伝えたときは、裁判員制度のことをもう忘れていたような感じだったので、上司や同僚に選任手続について説明しました。3日間、しっかり評議して結論を出しました。裁判官の説明も分かりやすかったですし、過去の量刑を棒グラフにしてパソコンに示してもらいました。みんなで評議したので、精神的な負担はありませんでした。気になったのは、検視や解剖、精神鑑定をした証人に弁護人がきつく当たっていたことで、ほかの裁判員や補充裁判員ともそのことについて話しました。その弁護人の方の個性かもしれませんが、公的な証人に対して「そんなこと言っちゃあいけないよ」ということもズバズバ言っていたので、それが裁判なのかなと思いました。6日間会社を休みましたが、事前にスケジュールを知らせていただいていたので、それに合わせて仕事を入れないようにして臨みました。私自身、裁判員裁判には大いに興味があったので、選任されたら参加しようという意思はありました。

(司会) 6番の方が参加された事件は、傷害致死ということで、人が亡くなった事

件でしたが、それを知ったときはどう思われましたか。

(6番) 事件を選べないので、そうなのかなと思っていました。被告人の身の上を聞くと、かわいそうだなというのはありました。しかし、やったことはやったことなので、それに対しては罪を償わなければならないと思いました。

【精神的負担について】

(司会) それでは、本日のメインテーマであります守秘義務を含めた精神的負担について意見交換をしたいと思います。まず、法廷での審理において、見たり聞いたりするのが多少なりとも精神的な負担を感じるような証拠などがあつたでしょうか。

(6番) 現場検証のときの遺体の写真だと思いますが、プロジェクターを手で隠した場面があり、「あら」という感じでした。それ以外に精神的負担を感じる証拠はありませんでした。

(司会) 6番の方は、人が亡くなったということで、裁判が終わってからそのことを思い出すようなことはありましたか。

(6番) それは特になかったです。しっかり評議して判決を出したので、思い出すことはありませんでした。

(司会) そのほかの方はいかがでしょうか。

(5番) 放火未遂事件でしたので、被告人がやけどを負っていて、法廷で被告人と対面したときの衝撃が大きかったです。現実を目の当たりにしたというか、精神的な負担にはなりませんでしたが、手と顔のやけどの跡を見て、火事の現場のことを考えました。現場検証の写真のやけどもひどく、法廷では手が使いづらそうでした。その状況は、忘れられないかなというのはあります。

(司会) その被告人のやけどの跡については、担当裁判官からどのような話がありましたか。

(5番) 被告人は、自室のトイレに新聞を敷きつめ、そこに火を放ったという自殺を目的とした放火だと聞かされ、熱かっただろうねという話をみんなでしま

した。

(司会) トイレで自殺を図ろうとしてやけどを負ったというのは、事件を知るに当たっては必要な証拠だったと思われるということでしょうか。

(5番) そうですね。精神的に負担と覚えることはありませんでしたが、書面で見ると本人を目の前にして見るのとでは変わってくるなと思いました。

(司会) 4番の方はいかがでしたでしょうか。

(4番) 凶器の牛刀や被害者の写真を白黒でぼかした工夫もされていたので、具合が悪くなったり記憶に残ったりすることはありませんでした。評議室に戻った後にも裁判官からフォローがありました。傷口の写真も絵にしていたので、負担にならないようにしているのかなと思いました。

(司会) 写真の色を調整しているものや、イラストになっているものがあったということですが、裁判所のほうで配慮したのだろうか、その時に思ったのですね。

(4番) 裁判所で配慮していたと思いますし、証人尋問などその都度説明がされていました。

(1番) タクシー強盗の事件でしたが、血の付いたタクシーの車内の写真を見たときだけは、「わっ」という感じでしたが、それほどひどい写真ではなかったので、その後まで残ることはありませんでした。写真を見せられた後の評議の際に、裁判官が「血の写真もありましたが、大丈夫ですか。」と声を掛けてくれたので、ほかの方も大丈夫だったと思います。

(司会) 2番の方も人がけがをした事件でしたが、いかがでしたか。

(2番) 個人的には全くありませんでした。精神的な負担というよりも、特に初日は、法廷の雰囲気緊張しました。被害者のけがが鼻骨骨折で、直接外から見えるものではなかったので、その点もあると思います。

(高橋裁判官) 1番の方が言われた、血の付いたタクシーの車内の写真は、カラーで出ていたのでしょうか。

(1番) そうですね。

(高橋裁判官) それを見ること自体は仕方がなかったと思われませんか。

(1番) 書面には「加療約1週間」と書いてありましたので、そんなにひどいけがではないのかなという印象でしたが、写真を見てみると、大量の血が出ており、痛い思いをされたのが分かりました。こういったところは、量刑を考える上で、参考になるのではないかと思います。

(検察官) 検察官として証拠を請求するときに、どこまで出していいのかなというところがあり、傷口を白黒にしたりイラストにしたりという話がありましたが、実際にカラーの写真を見てみたいという思いはなかったでしょうか。

(4番) 怖いもの見たさではありますが、検察官の配慮から、それだけリアルな写真なので見ない方がいいのかなと思いました。検察官からしてみると、事件の重大性を訴える必要もあると思いますが、それをあえて白黒にしたりイラストにしたりするのは、あえて我々は見ないほうがいいのではという検察官の配慮が働いているのだなと思い、理解はしました。

(司会) 仮定の話ではありますが、もし本当の写真そのままであったらどうだったか、今想像して何か思うところはありますか。

(4番) 実際に見ると脳裏に焼き付くのかなと思います。証人尋問の中で、傷口がどうだったのかということ、医師がすごく細かく説明し、弁護人もかなり詳しく質問し、どういうふうに治療していったとか、刃が刺さったときの方向や力などの説明がリアルだったので、カラーの写真でなくても十分に分かりました。刺し口が数センチと小さく、そんなに刺さっていなくても、いかに危険だったのかということが処置の仕方から分かったので、白黒で十分だったと思います。

(弁護士) 我々は、公判前整理手続の中で、どういう証拠を出すのかということについて、検察官や裁判所と協議し、出す写真を選びますが、事前に、裁判官から、検察官の証拠に血の付いたものや傷口の写真があるとか、被告

人がけがを負った状態が出てくるとか、予告があったのでしょうか。

(6番) 前もって裁判官からそういう証拠写真は出ませんからという説明があったので、みんなも了解しました。裁判官に良くしていただいたと思いました。

(司会) 傷口などの写真がある場合には、事前に裁判官から予告があったということでもよろしいでしょうか。

(1番) 現場の写真があるという説明はあったと思います。もし説明がなかったとしても、タクシーの中で被害者を石で殴ったという事案だったので、タクシーの中に血が付いているのだらうなという想像はできました。

(2番) 特に気になることはありませんでした。

(司会) 皆さんが裁判員の職務を終えられてからのことについてお聞きしますが、証拠や審理の内容を思い出して、つらくなったり気持ちが塞ぐといったようなことはありましたか。

(1番) 気持ちが塞ぐということはありませんでした。判決後に自宅に帰って夕飯を食べていたときに、収容された被告人は好きな物を食べることができないんだなと思い、少し気が重くなりました。その後は、思い出して気が沈むといったことはありませんでした。

(司会) 実刑判決の重みを考えたということですか。

(1番) はい。

(司会) そのほかの方はいかがでしょうか。

(6番) 特に気になりませんでした。普通に生活しています。

【守秘義務について】

(司会) 守秘義務を守ろうとすることによって、精神的負担をお掛けしていないかということを考えておきまして、その点に関して皆さんに御意見を伺いたいと思っております。その前提としてですが、裁判官の方から守秘義務の説明があったかと思いますが、裁判官によって少しずつ説明の仕方が違うと思っておりますので、どのような説明であったか御記憶されてますか。

(6番) 法廷の中で見聞きしたことは別として、評議の過程でのそれぞれの方の意見や主張についてはここだけの話なので、守秘義務を守ってくださいと裁判官から説明を受けました。

(司会) 守秘義務として守っていただきたいのは、評議の中でのそれぞれの方の発言や主張であり、法廷での出来事は守秘義務の対象ではないという説明を受けられたということですか。

(6番) そのように理解しました。

(司会) 他の方も概ねそのような説明を受けられたということでしょうか。

(5番) そうですね。

(司会) 評議の中でのそれぞれの発言は守秘義務の対象ではあるけれども、法廷での出来事はそうではないというような説明の仕方は、分かりにくいということではなかったですか。

(3番) 私は、裁判で行われていることも全部言うてはいけないと当初思い込んでいたので、家族と食事をするとき非常に苦しいなと考えていたのですが、裁判長が、法廷で見聞きしたことは話していただいてもいいですよとおっしゃってくださったので、非常に気が楽になりました。法廷で見聞きしたことは、やはり主人も聞きたがりますので、ちゃんと説明することができてよかったです。

(司会) 守秘義務の説明がどの時点であったかについては御記憶されてますか。

(3番) 裁判が始まる前に、評議室で先ほどの説明はあったと思います。

(司会) 他の皆さんも、公判での審理が始まる前に、評議室で守秘義務の具体的な内容の説明を受けられたということでしたか。

(6番) そうですね。

(1番) 評議が終わった後にも、守秘義務の具体的な内容についての説明がありました。

(司会) その点については、他の皆さんも変わらないようですね。守秘義務の内容の説明については、分かりにくいという印象ではなかったということですかね。

(1 番ないし 6 番) はい。

(司会) 審理中あるいは裁判員としての職を終えた後に、守秘義務との関係で言ってもよいのかどうか迷ったことというのはありましたか。

(6 番) 私の担当した事件は家庭内の事件で複雑な経緯があったので、法廷で見聞きした出来事であっても、被害者、被告人のプライバシーを考えると行ってよいものなのかと思ったりしました。

(司会) 守秘義務との関係に限らず、プライバシーとの関係でも構いませんが、他の皆さんも行ってよいのかどうか迷われた御経験はありますか。

(3 番) 判決主文について説明するとき、量刑について評議室で話し合った過程をつい言いそうになってしまって、苦しいなと思ったことはあります。

(5 番) 私自身も守秘義務の説明を受けるまで、どこまで話してよいのかあまり理解していなかったのですが、周りの人に話すときに相手がどこまで聞いてよいのか迷っているようだったので、担当した事件についての新聞記事を持ち歩いて見せていました。一般的に守秘義務というのが過剰に理解されているのかなと思いました。

(司会) 他の方で、周囲の人からどこまで聞いてよいのかと尋ねられたことはありましたか。

(2 番) ありましたね。裁判のために会社を 4 日間休みましたので、休んだ理由を職場で尋ねられたときに、裁判員をしていたという話をした流れで、法廷で見聞きした事件の内容等も話したところ、相手からは、そんなことを言ってもいいのかと言われました。周りの人たちは、法廷で見聞きしたことも触れてはならない情報であるという理解でいるのかなという印象を持ちました。

(1 番) 皆さんと同じで、自分自身も裁判のことは外に話してはいけないことと聞いていたのですが、守秘義務の説明を受けて法廷で見聞きしたことは話してもいいんだと思いました。私はすごく良い経験をしたと思っているので、裁判員に参加するように周りに勧めているのですが、それぞれの意見を紙に書いて貼る

というような評議のやり方についても話してはいけないのでしょうか。

(司会) それは評議のやり方の一つであって、そこで出た意見の内容を話すわけではないので問題ありません。ただ、今日のお話を伺うと、そういうことについても言ってよいのかどうか疑問を持ってしまうということですかね。

(1番) はい。もう一つお聞きしたいのですが、裁判が終わった後に、街中で偶然、裁判員と一緒にされた方にお会いして、つい話しかけてしまったのですが、それもいけなかったのでしょうか。

(司会) それは別に大丈夫です。どうしても気になる点は残ってしまうということでしょうか。

(1番) そうですね。裁判中は、言ってもよいことかどうかを裁判官に確認できますが、終わった後は聞く人がいませんので。

(5番) 守秘義務が気になって、他の裁判員の方たちと連絡先を交換できなかったのですが、裁判の内容について話し合えるのはその方たちしかいないので、あとき連絡先を聞いておけばよかったと思ったこともありました。他の皆さんはいかがですか。

(4番) たぶん、他の皆さんの場合は期間が短かったので、打ち解けた頃に裁判が終わったと思うのですが、私の場合は期間が長かったこともあって、他の裁判員の方とも仲良くなり、飲みにも行きました。そこで連絡先を交換したりしました。守秘義務に関して言えば、判決が出るまでは法廷で見聞きしたことで大卒でしか話しませんでした。2番さんがおっしゃっていたように、言ってもよいことを少し話すだけで、相手からは言ってもいいのかという返答がありました。

(司会) 皆さんは裁判員に参加される前に守秘義務があるというのはご存じでしたか。

(1番ないし6番) はい。

(司会) 実際に参加されてみて、説明を受けた守秘義務の内容と事前に想像していた守秘義務とはどう違いましたか。

(4番) 全く違いました。裁判員に選任されるまでは、裁判員として経験したことは、公判廷での出来事も含めてすべて話してはいけないと思っていましたが、選任された後に、裁判官から説明を受けて、話してはいけない部分は限られているということが分かって、そんなに話していいんだと驚きました。

(司会) 守秘義務に対する印象は、皆さん、裁判員を経験する前と後で変わったということでしょうか。

(1番ないし6番) はい。

(司会) 守秘義務の説明について、裁判官にこうしてほしいという要望はありますか。

(6番) 手続の進行ごとに、繰り返し守秘義務の説明をしてもらえたらよかったと思います。

(3番) 私が担当した時は、裁判官が何度か守秘義務の説明をしてくれたので、分かりやすかったです。

(司会) 6番さんの時も、守秘義務の説明は、複数回あったのでしょうか。

(6番) はい。

(高橋裁判官) 裁判員に選任されるまで、裁判員として経験したことは、すべて話してはいけないと誤解していたのは、なぜでしょうか。

(2番) 法廷傍聴が自由にできるということも知りませんでしたし、裁判所は敷居が高く、厳格なイメージがあったので、そこで行われたことはすべて口外してはいけないと思っていました。

(1番) ニュースでも、開廷前の法廷の映像しか流れないので、法廷で行われたことも秘密にしなければならないと思っていました。

(3番) 裁判員候補者名簿記載通知に同封されていたパンフレットに、裁判員になったことはインターネットなどで公表してはいけないと書かれていたので、インターネットに掲載するだけでなく、裁判員として経験したことはすべて言っ

たようです。

(4番) 「守秘義務」という漢字からして、これを少しでも破ったら罰せられる厳格なものだという印象を受けたので、とにかく話さないでおこうと考えました。

(弁護士) 一般的に、評議の内容よりも、事件の内容の方に興味があると思うので、守秘義務の対象になる部分について聞いてくる人は少ないと思います。なので、それほど心配する必要はないのではないのでしょうか。

(検察官) 周囲の人は気を遣って、裁判員を経験した話を聞いてこないのでしょうか。

(3番) 事件の内容について聞いてはいけないと思っているようで、あまり聞かれませんが、裁判員に選任されるまでの流れや日当については、よく聞かれるので、裁判員制度に対する関心は高いと思います。裁判員をやりたくないという人が多いので、日当が出ることなどをもっと宣伝した方がよいと思います。

(4番) 裁判員をやったことをあまり自分から言わないですし、自分から話しても、まず相手から「自分だったら行かない。」と言われてしまうので、良い経験だったことを話す機会もありません。裁判員は負担が大きいという悪いイメージしかないのではないのでしょうか。

(6番) 職場の同僚から、選任手続の流れについてはよく聞かれましたが、事件の内容については興味がないようで、聞かれたことはありません。

(司会) 裁判所としては、裁判員として経験したことを、良い点も悪い点も含めて周囲の人に話してほしいと思っているのですが、周囲の人の関心は違う所にあるというのが実情ですか。

(4番) そうです。

(司会) 裁判員を経験されて、裁判や司法に対する印象や考え方などで、何か変化はありましたか。

(6番) 新聞の社会面に裁判員裁判の記事が載っていると、興味を持って読むようになりました。

(司会) 他に、この機会にお話しされたいことがありましたら、お聞かせください。

(3番) 裁判員制度が始まって、法律の専門家ではない裁判員に合わせた資料作成などが必要になり、裁判官、検察官、弁護人の仕事量が増えたのではないかと心配しているのですが、それは大丈夫ですか。

(検察官) 仕事量は増えましたが、一般の方の考えを裁判に反映させることは意味があることだと思っていますので、気に掛けてもらわなくとも結構です。

(弁護士) 検察官と違って、弁護士は個人営業なので、弁護士ごとに差が出てしまいますし、被告人と意思疎通を図りながら、裁判員に分かりやすい書面を作成するのは大変です。しかし、これまで当たり前のようにやっていたことが、裁判員から意図が分からないとか言い方がよくないといった指摘をされ、勉強になっているので、一般の方の感覚を裁判に取り入れるのは意味があると思っています。我々の負担が増えるのは織込み済みですので、心配しないでください。

(高橋裁判官) 裁判官だけで話し合っていたときは当たり前になっていた考え方が、本当に裁判員から見てもそのような道筋で考えられるのか改めて考え直すことができる良い制度だと思っています。ですので、法曹関係者の負担は気にせず、参加していただければと思います。

(司会) 貴重な御意見、率直な御感想を伺えたと思っています。今後の裁判員裁判の運用に役立てていきたいと思っています。今日は本当にありがとうございました。